

「路上喫煙を禁止する区域の指定に係る合意の手続等に関する要綱」にかかる 2号該当区域指定

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保を目的として、2025 大阪・関西万博の「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という開催理念に照らして、市内全域での路上喫煙禁止をめざし、大阪市路上喫煙の防止に関する条例(平成 19 年大阪市条例第 54 号。以下「条例」という。)の一部を改正しました。

また、条例第6条第1項に定める道路等を管理する権原を有する者(以下「管理権原者」という。)との合意(以下「合意」という。)に係る手続等に関し、必要な事項を定めることを目的として、「路上喫煙を禁止する区域の指定に係る合意の手続等に関する要綱」(以下「要綱」という。)を定めました。

1 路上喫煙を禁止する区域

条例で、以下のとおり規定しています。

第5条 市民等は、次に掲げる区域内において路上喫煙をしてはならない。

- (1) 道路等のうち、本市が管理する区域
- (2) 道路等（前号に掲げる区域を除く。）のうち、市長が指定する区域

第6条 前条第2号の指定は、当該道路等を管理する権原を有する者との合意に基づき行うものとする。

2 前条第2号の指定は、時間を限って行うことができる。

この内、第5条(1)については、道路等（道路・公園・広場など）で、管理者が本市であるもの。（広く一般に開放されているもの、以下「1号区域」という。）

本市が管理している区域であっても、市営住宅などの居住者用に供するものについては、該当しません。

今般、第5条(2)について、本市と当該道路等を管理する権原を有する者との合意手続きについて、規定しました。

2 指定の対象となる道路等の要件

改正条例により市内全域の道路等を禁止区域（以下「1号区域」という。）としたことから、当制度における指定（以下「2号区域」という。）については、条例の目的に則し、効果的な路上喫煙対策の観点から、1号区域と同様に公共の用に供しているものや、同様の使用形態にあるものなどを前提とすることとし、次のとおり対象となる要件を定めています。

(1) 次のいずれにも該当するもの

ア 条例第5条第1号に規定する区域に隣接しているもの

イ 一般に開放されており、不特定多数の者が利用し、又は通行することができるもの

ウ 維持管理が適正に行われているもの

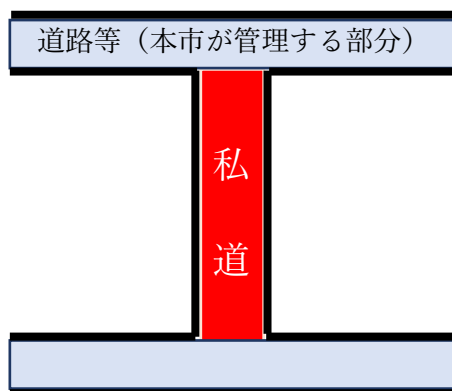
エ 路上喫煙により市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することに支障が生じるおそれがあるもの

(2) 前号に準ずるものとして市長が認めるもの

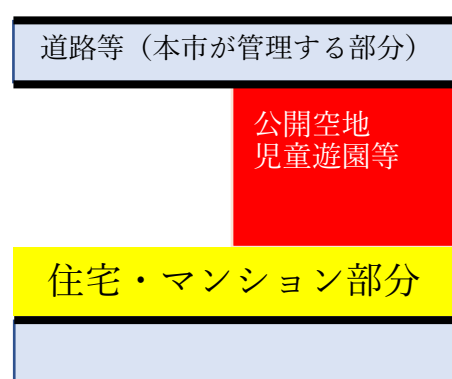
また、公開空地や私道の一部だけを指定すると、市民にとって禁止の場所が分かりにくく、効果的な啓発指導につながらないことから、指定する場合は一体的に行うものとします。

例  指定する区域

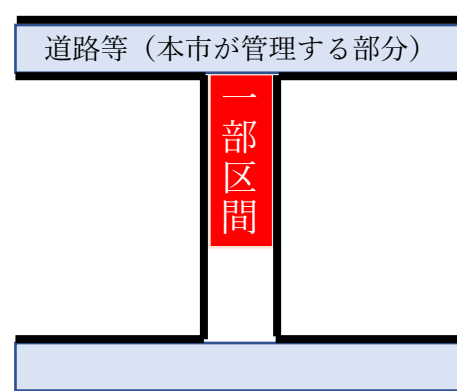
○指定できるケース



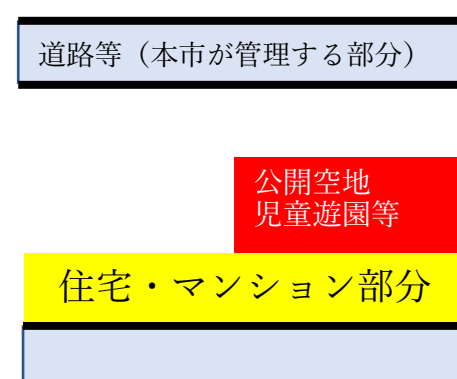
○指定できるケース



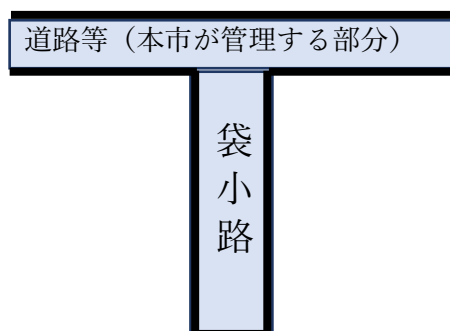
○指定できないケース



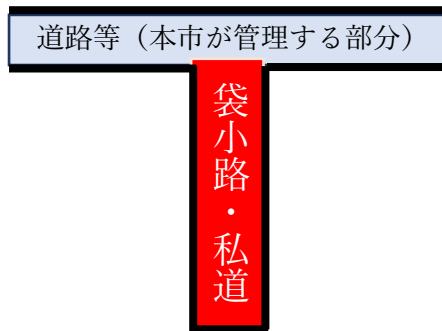
○指定できないケース



※本市の管理する部分に隣接していない



袋小路でも本市が管理している場合は1号区域として自動的に指定。

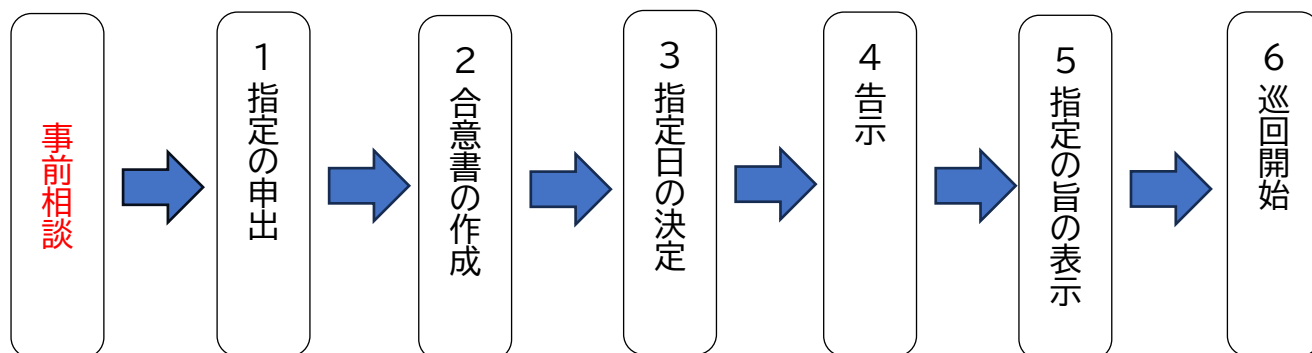


袋小路が私道（本市が管理していない）の場合は一般に開放されているとは言えない。

添付書類	
(1)	指定を希望する道路等の場所を示す 位置図
(2)	対象道路等の区域を示す 平面図
(3)	不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図その他の対象道路等の 地番を示す書類
(4)	土地の登記事項証明書 （発行後3月以内のもので、全部事項証明書又は現在事項証明書のいずれかとする。）その他の対象道路等を管理する権原を有することを証する書類
(5)	個人の 住民票の写し （発行後3月以内のもの）、法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもので、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかとする。）その他の対象道路等の管理権原者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を証する書類
(6)	対象道路等の管理権原者が次項第1号から第4号までのいずれにも該当していない旨の 誓約書（第2号様式）
(7)	そのほか、市長が必要と認める書類

3 申出の流れ

(1) 指定の場合（新規、変更）



1. 指定の申出

「路上喫煙を禁止する区域の指定申出書(第1号様式)」に次の書類を添付して申請してください。

(※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。)

2. 合意書の作成

3. 指定日の決定

合意にかかる条件等を双方で協議のうえ、指定日・合意書案を決定します。

4. 告示

2号区域として指定する旨を本市において告示します。

5. 指定の旨の表示

当該区域内に、路上喫煙が禁止されている旨を本市において表示（路面シール・垂幕・ポスター・看板など状況に応じて）します。

6. 巡回開始

本市路上喫煙防止指導員による指導・巡回・啓発を実施します。

※ 限られた人員で実施していますので、必ずしもご希望の曜日・時間帯に指導・巡回・啓発を実施できない場合があります。

4 2号区域の指定にあたって

2号区域の指定にあたっては、対象となる道路等が要件に該当するとともに、本市において指定を行う必要があると認めたときは、書面により合意をしたうえで、指定を行うものとしています。

指定にあたっては、本来、管理権原者が自らの権利に基づき管理すべき場所であること等を踏まえながら必要性を検討していく必要があります、みだりに私権の制限とならないよう、公共の利益と比較衡量のうえ、厳格に運用する必要があります。

そのため、指定には条件を設定しています。2号区域の指定をご検討される場合は、一度担当までご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。

本件は、申請いただいたものの全てを指定する訳ではないことをご承知おきください。

5 申出ができない管理権原者

路上喫煙を禁止する区域の指定に係る合意の手続等に関する要綱では、対象道路等の管理権原者が次のいずれかに該当する場合は申出をすることができないと規定しています。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める者

6 指定解除

指定を解除するにあたっては、別途協議・合意が必要となりますので、ご連絡ください。

※ 申出者が解除を希望した場合には、基本的には応じる必要があると考えますが、一方で、一度指定した区域を解除することで市民生活に混乱をきたす可能性があることや、表示物の撤去が必要になることから、慎重に判断する必要があると考えています。

お問い合わせ・提出先

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 - 5 - 1 あべのルシ阿斯 13 階

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当

TEL:06-6630-3228 fax:06-6630-3581

e-mail:ja0006@city.osaka.lg.jp